

優良従業員表彰 推薦要領

1. 推薦条件

- (1) 当商工会議所会員事業所の従業員であること。
- (2) 商工会議所地区内の同一事業所に永年勤務し、勤務状態が優秀で他の従業員の模範となっていること。
- (3) その他犯罪、重大なる過失、事故等の経歴がないこと。
- (4) 勤務年数が、下記に該当していること。

勤務年数

満5年以上、満10年以上、満15年以上、満20年以上、満25年以上、満30年以上

※勤務年数目安として、下記入社年月日一覧表をご参考にしてください。

基準日：令和7年4月1日現在

勤続年数	入社年月日（期間）
満5年以上	平成27年4月2日～令和2年4月1日までに入社した者
満10年以上	平成22年4月2日～平成27年4月1日までに入社した者
満15年以上	平成17年4月2日～平成22年4月1日までに入社した者
満20年以上	平成12年4月2日～平成17年4月1日までに入社した者
満25年以上	平成7年4月2日～平成12年4月1日までに入社した者
満30年以上	平成7年4月1日までに入社した者

【再表彰】

- (5) 上記表彰にかかわらず、同一事業所に引き続き勤務した従業員は、以後5年毎に再表彰することができる。

【特別表彰】

- (6) 上記優良従業員表彰のほか、社会的にも特別な表彰に値する下記のような用件に該当する場合は、当所の審査会において認められた者は特別表彰することができる。
 - ① 優秀な発明・発見、その他創意工夫により生産性の向上に顕著な功績をあげた者。
 - ② 事業所の災害に際し、自己の危険を顧みず人名を救助し、または重要な施設・資材などを保全した者。
 - ③ 上記の他に、諸官公署・関係機関等からも表彰歴があり、社会的にも特別表彰として授賞に値すると認められる者。

2. 表彰内容

勤務年数に応じ下記表彰を行う。

年 数	表 彰 内 容	事業所負担金 (ひとりあたり)
5年以上	会津喜多方商工会議所会頭名の表彰状及び記念品	5, 0 0 0 円
1 0 年以上		6, 0 0 0 円
1 5 年以上		7, 0 0 0 円
2 0 年以上	東北六県商工会議所連合会会長・会津喜多方商工会議所会頭連名の表彰状及び記念品	8, 0 0 0 円
2 5 年以上		9, 0 0 0 円
3 0 年以上	日本商工会議所会頭・会津喜多方商工会議所会頭連名の表彰状及び記念品	1 0, 0 0 0 円

※負担金を添えてお申込みください。

◎負担金は、消費税法上、当所では特定収入として経理処理し不課税取引となりますので、貴事業所におかれましては課税仕入れに該当いたしません。

3. 推薦上における年数計算

勤続年数算定は、令和7年4月1日現在で計算してください。

4. 推薦締切

令和7年6月30日（月）午後5時まで

※上部団体への申請や記念品等の手配の関係上、必ず期日までにご推薦ください。

5. その他

- ・推薦書用紙は、同封の用紙を人数分コピーしてご使用ください。
- ・推薦書用紙は、当所ホームページからもダウンロードできます。
- ・その他、表彰についてのお問い合わせについては、下記事務局へご連絡ください。

*** お問い合わせ先 ****

会津喜多方商工会議所 総務課：五十嵐

TEL：0241-24-3131 FAX：0241-25-7171

URL：http://www.aizukitakatacci.or.jp

E-mail：info@aizukitakatacci.or.jp
